

会則の改正

令和2年6月6日一部改正

* 改正の内容

【現会則】 [第8条 事務局]

事務局は、広島大学西条サテライトオフィス(コラボスクエア)に置く。
739-0043 東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島3F
但し、郵便物の送付先は、東広島市市民協働センター 広大マスターズ
メールボックス とする。

(〒739-8601 東広島市西条栄町8-29)

e-mail: masters@hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://home.hiroshima-u.ac.jp/masters/>

【改正案】 [第8条 連絡先]

連絡先と郵便物の送付先は、東広島市市民協働センター 広大
マスターズメールボックス とする。

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

e-mail の連絡先: masters@hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://home.hiroshima-u.ac.jp/masters/>

* 改正の理由等

- (1) 事務局を置いていた広島大学西条サテライトオフィス(コラボスクエア)の東広島市職員の無配置に起因する機能停止に伴い会則の改正を行う。
- (2) 東広島市市民協働センターへの登録団体申請に事務局を記載する必要がなく連絡先の記載で足りるなど特段の支障がないこと、また任意団体なので会則は自由に定め得ることを東広島市の市民協働センター担当職員に確認いただいた(2019年7月16日)。